

第10 屋外消火栓設備

I 外観検査

1 水源

屋内消火栓設備に準じたものであること。

2 加圧送水装置

屋内消火栓設備に準じたものであること。

3 起動装置

屋内消火栓設備に準じたものであること。

4 電動機の制御盤

屋内消火栓設備に準じたものであること。

5 配管

屋内消火栓設備に準じたものであること。

6 電源等

屋内消火栓設備に準じたものであること。

7 消火栓等

(1) 消火栓

原則として、防火対象物の各部分から1のホース接続口までの水平距離が40m以下となるように設けてあること。

(2) 消火栓箱

ア 屋外消火栓からの歩行距離が5m以内の箇所その他の適正な場所に設けてあること。

イ 鋼板等の不燃材料で作られ、所要の放水用器具等が収納されていること。

(3) ホース及びノズル

ア ホースは、呼称50又は65のものであり、所定の長さ、本数が備えられていること。

イ ノズルチップの口径は、19mm以上のものであること。

8 総合操作盤

屋内消火栓に準じたものであること。

II 性能検査

1 放水検査

(1) 方法

直近の消火栓及び最遠の消火栓について次により実施する。

ア それぞれ規定本数のホースを延長し、筒先を確実に保持する。

イ 消火栓弁を開放し、加圧送水装置を所定の方法により作動させる。

(2) 合否の判定

それぞれのノズル先端における放水圧力が0.25Mpa以上0.6Mpa以下であり、かつ、放水量350ℓ/min以上であること。

なお、放水量は次式により算出する。

$$Q = 0.653 \times D^2 \times \sqrt{10.2P}$$

Q：放水量 (ℓ/min)

D：ノズル口径 (mm)

噴霧切替ノズルにあつては棒状にした場合の口径

P：放水圧力 (MPa)

2 起動装置及びポンプ始動表示検査

(1) 方法

ホースを延長し、消火栓弁の開放又は起動用の押ボタン若しくは発信機により加圧送水装置を作動させる。

(2) 合否の判定

加圧送水装置が確実に作動し、かつ、当該装置の始動を明示する表示灯が、確実に点灯又は点滅すること。

3 加圧送水装置検査

屋内消火栓設備に準じたものであること。

4 絶縁抵抗検査

屋内消火栓設備に準じたものであること。

5 制御盤等検査

屋内消火栓設備に準じたものであること。